

# B & G 海洋クラブ 登録のしおり



1. クラブのメンバー
2. クラブの活動拠点
3. クラブの登録申請方法
4. 舟艇器材の無償貸与
5. 貸与舟艇の無償譲渡
6. 主な活動事例
7. 海洋クラブの義務
8. 舟艇等器材の追加・再配備
9. 指導者の養成
10. お問い合わせ先

## はじめに

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（略称：B & G財団）は、モーターボート競走法 制定20周年を記念し、海洋性レクリエーションの実践的活動を通じて、青少年の心身の健全育成と 国民の皆様の健康づくりを目的とする「B & Gプラン」を策定し、昭和48年に運輸省（現国土交通省）の認可を受け、発足しました。

以後 B & G財団は、ポートレース関係者のご支援と「B & Gプラン」にご賛同いただいた皆様のご協力により、「スポーツ施設の建設」・「指導者の養成」・「海洋性レクリエーション活動の組織づくり」・「海洋性レクリエーションの提供」を中心とした各種事業を展開してまいりました。

**「B & G海洋クラブ」は、海洋性レクリエーションの実践活動や水辺の安全教室を通じて、青少年の心と身体を鍛え、海に対する理解を深め、社会に貢献できる組織づくりをB & G財団が支援するものです。**

これまで地方公共団体やNPO法人、ヨット・カヌーの愛好者など多くの方々のご賛同をいただき、282クラブ（2015年4月現在）がB & G海洋クラブとして活動されています。

B & G財団では、ご登録いただいた海洋クラブに、ヨットやカヌーなど舟艇器材の無償貸与をはじめとする様々な支援を行い、その活動を継続的にサポートします。

B & G海洋クラブとして活動をスタートされるにあたっては下記の4点をお願いを申し上げます。

- ・ 地域の子供達のためになる活動を実施してください。
- ・ 末永く活動してください。（最短でも5年間は活動できること）
- ・ B & G財団が推進する事業に協力してください。
- ・ 活動をする際にはB & G〇〇海洋クラブの名前を使用してください。

### 《B & G財団 設立の目的》

この法人は、わが国の青い海と緑の大地を実践の場とし、主として海洋性レクリエーション事業を軸とした青少年の健全育成、身体活動を通じた幼児から高年齢者までの心身の健康づくり、水の安全教室と海事知識並びに環境保全の普及・啓発等、公益の増進を図る事業の振興に寄与し、海洋国日本の発展に資することを目的とする。



## B & G 海洋クラブ登録の要件

### 1. クラブのメンバー

#### 1. 代表者（成人） 1人

B & G 海洋クラブの趣旨に賛同し、海洋クラブの運営や指導に携わる方々の代表者。  
(年齢・職業は問いません)

#### 2. 副代表者（成人） 1人以上

代表者を補佐し、代表者に不測の事態が起きたときに、その職務を代行できる方。

#### 3. 事務担当者（成人） 1人以上

B & G 財団との連絡窓口となり、クラブの活動詳細に精通し、財団からの案内の確認や報告を行っていただく方。

また、財団から皆様へのご案内やご連絡は、インターネットの会員サイトを通じて行うため、パソコンとインターネット接続環境が必要です。（8頁参照）

#### 4. 実技指導者（成人） 2人以上

「B & G 海洋クラブ」の趣旨に賛同し、ヨットやカヌーなど海洋性レクリエーションをマリンスポーツの安全管理を行いながら指導できる方。

現在 指導者が少ない場合には、各地方で開催される「指導者養成の研修会」をご紹介することができます。（10ページ「9. 指導者の養成」参照）

#### 5. クラブ員（成人・青少年）30人以上

クラブ員は、10歳以上の方30人以上で構成してください。（1. ～ 4. を含めて）

\* クラブ員の募集や登録後の活動募集を円滑に行うにあたり、地元自治体の教育委員会や地域のスポーツ団体と連携することが効果的です。

クラブ設立当初から、多くの方に協力を求めましょう。

**※ 営利目的の団体は、「B & G 海洋クラブ」登録の対象外となります。**

## 2. クラブの活動拠点

### 1. 活動水面（必須）

海洋性レクリエーションを安全快適に実施できる水面の確保が必要です。（活動水面を借りる場合は、まずは5年間は確実に活動を継続できるようにしてください。）

広さ10,000㎡以上、水深、良好な水質、艇の揚降に係る水際の状況、水流・波・漁ろう・他船の航行など初級者の活動に問題が無いことを要件とします。

さらに、継続的な活動には、アクセスの良さも大切です。

違法駐車や水面使用で、地域住民とトラブルにならないようご注意ください。

### 2. 広場（必須）

艇の整備・艀装、クラブ員の準備体操を行う広場の確保が必要です。

マリンスポーツが出来ない時期には、クラブで軽スポーツを楽しむのも良いでしょう。

### 3. 舟艇の保管場所（必須）

無償貸与される舟艇を安全良好な状態で保管できる場所の確保が必要です。

舟艇を使い易い状態で収納する容量、活動水面に近接し艇の揚降が容易な立地、盗難・不正使用を防ぐ防犯体制、艇を洗う水道やトイレの確保を要件とします。

\* 舟艇の保管場所には「B&G海洋クラブ」の表示をお願いしています。

### 4. クラブハウス

前記1～3の必須要件の他、クラブ員が集う場「クラブハウス」があるとクラブの絆が深まり、円滑な運営につながります。

活動時に使用できる更衣室・シャワー等があると最適です。





## 海洋クラブ登録要件が整ったら・・・

### 3. クラブの登録申請方法

#### 1. B & G 財団への申請書類の提出 (①～⑪) … **2015年10月23日まで**

①海洋クラブ登録申請書	* クラブの名称は <b>B &amp; G O O 海洋クラブ</b> としてください。 O O は原則として市町村名・地名等で設置場所が分かる名称にしてください。
②代表者誓約書	* 代表者本人が記入してください。
③B & G 海洋クラブ明細書	* 水面状況等の詳細を記入してください。 * 水面、舟艇保管場所、広場の利用に際し同意書や許可書が必要な場合、その写しを添付してください。
④B & G 海洋クラブ員名簿	* 押印なきものは無効。名簿への押印が煩雑であれば、個々の「入会申込書」に押印いただいても結構です。
⑤年間計画書	* 海レク活動以外の活動についても記入してください。
⑥収支予算書	
⑦代表者経歴書	* 市販の履歴書を使用、写真を添付してください。
⑧活動実績書	* <b>海レク活動や地域活動実績についてご記入ください。</b>
⑨B & G 海洋クラブ規約	* 資料を参考に、作成して下さい
⑩位置図	* 町全図等で使用水面、舟置場の位置を記入してください。
⑪写真	* 使用水面全体、水際（舟艇乗降場所）状況、舟艇保管場所、広場の写真を添付してください。



#### 2. 審査（現地調査）… 11月～12月頃



#### 3. 登録 … 12月～翌年1月頃



## 申請・登録が済んだら・・・

### 4. 舟艇器材の無償貸与貸付

B & G 海洋クラブとして登録完了後、B & G 財団から舟艇器材が無償貸与されます。

舟艇器材は、クラブの活動計画・活動環境・舟艇の納入条件などを勘案し、クラブとB & G 財団で相談の上、選定します。舟艇器材購入及び輸送費の上限額は 200 万円とします。

#### 1. 舟艇等の配備申請

\* クラブとB & G 財団で協議の上、希望の舟艇器材を選び、配備申請をしてください。

舟艇器材は、希望のメーカー・艇種を優先しますが、購入条件などによって同種の器材に変更する場合があります。B & G 財団指定の安全器材も配備されます。

舟艇器材には、B & G ロゴと日本財団助成の表示が必要です。

#### 2. 舟艇等の配備

\* 舟艇器材は、B & G 財団が直接 器材の取扱い業者と価格交渉・購入手続きを行います。購入後の納品は、クラブと日程等の調整を行いますので、荷受と検品をお願いします。救助艇を導入する場合の船名は、「B & G ○○」と命名します。○○部分にクラブ名をかな表記します。舟艇器材がクラブに配備されたら、「器材受領書」をB & G 財団宛提出してください。

#### 3. 舟艇等無償貸付契約の締結

\* 舟艇器材の配備に伴い、B & G 財団と海洋クラブ代表者 間で「舟艇等無償貸付契約」を締結します。器材は、善良な管理の下、B & G 海洋クラブ活動にのみ使用できます。

#### 4. 舟艇等器材配備式の実施

\* 舟艇器材の配備とB & G 海洋クラブの発足を、広く地域にPRして海洋クラブ活動の活性化を図るため、日程調整の上「舟艇器材配備式」を実施します。(2016年5～6月頃)

**※活動を始めてから3年経過しても次頁の舟艇の無償譲渡の条件をクリアできない場合は舟艇を返却いただく場合があります。**

**※安全第一で、楽しい海洋性レクリエーション活動をしてください。**

## 5. 貸与舟艇の無償譲渡

無償貸与された舟艇器材は、3ヵ年度以上の海洋クラブ活動実績などが審査され、「今後も良好な活動が行われる」と判断された場合、海洋クラブに無償譲渡されます。(海洋クラブ評価(※)が「A」以上で、年間活動日数10日以上かつ海洋性スポーツの年間活動人数300人以上の海洋クラブが無償譲渡対象となります。3年経過しても前記条件をクリアできない場合は貸与舟艇を返却いただく場合もあります。)

舟艇器材の無償譲渡に際しては、それまでの「舟艇等無償貸付契約」にかわり「舟艇等無償譲渡契約」を締結します。

無償譲渡された舟艇器材は、海洋クラブの所有となりますが、善良な管理の下、B & G海洋クラブ活動にのみ使用できます。目的外使用、転売、転貸は禁止されています。

無償譲渡後の舟艇が老朽・破損した場合、「舟艇器材の追加・再配備」を申請できます。

(※) 海洋クラブ評価：1年間の活動実績(活動日数や活動人数、B & G財団事業への協力、広報活動など)に基づき、5段階評価(特A・A・B・C・D)を行っています。

## 6. 主な活動事例

既存の海洋クラブの主な活動内容です。活動計画を立案する際の参考としてください。

### 1. 通常のクラブ活動

- ・入会したての初級者向け練習(海レクを好きになってくれるか?重要な段階です。)
- ・定期練習(週1回程度の活動日を定め、午前中半日程の定期練習が多い。)
- ・クラブ員の保護者にも「役割」分担。(子供たちのお世話からはじめ、クラブの指導や運営も分担して「クラブのメンバー」になってもらうことが重要です。)
- ・レースなど、練習目標の設定が長続きの秘訣。
- ・雨天時や冬季は、陸上シミュレーション、トレーニング、ロープワーク。

### 2. クラブのイベント

- ・クラブ総会、艇庫開き、艇庫納めなどに合わせBBQ大会。
- ・クラブ合宿。いつもの活動場所や他のクラブに遠征して
- ・ツーリング。川下りや街の水路巡り、いつもより少し遠くへ
- ・クラブ主催大会。例、ヨットレース、ヨット合宿、シーカヤックマラソンなど

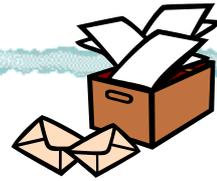
### 3. 地域住民を対象とした体験会等

- ・ マリンスポーツ体験会。フネの楽しさを伝えたい、新しいクラブ員募集の機会にも
- ・ 町民まつり、市民文化祭への出展。フネを展示して活動をPR
- ・ 水辺の安全教室（※）。消防署や海上保安庁、ライフセーバーと協力して

（※）水辺の安全教室：B & G財団と海洋クラブのみなさんとで推進する、水辺で安全に活動するための座学（紙芝居など）と実技（着衣泳、背浮き、ライフジャケット浮遊体験など）から成る主に子供を対象とした教室。

### 4. B & G財団事業への参加

- ・ B & Gスポーツ大会への参加（道府県大会、ブロック大会、全国大会）



## 7. 海洋クラブの義務

B & G海洋クラブに登録された場合は、下記の5点を必ず実施してください。また、B & G財団とB & G海洋クラブとのやりとりは会員サイト「B & Gコンパス」を通して行いますので、パソコンの活用が必須となります。

### 1. 書類提出

新年度に合わせ毎年3～4月に、新年度の活動計画書と前年度の活動報告書・海洋クラブ評価の回答書などを提出いただきます。

### 2. 活動報告

活動期間中 毎月、海洋クラブの活動人数をご報告いただきます。(B & Gコンパスの「活動人数集計」に入力)

大きな事業や楽しいイベントを開催した際は、ブログ原稿・画像も添えてご報告ください。B & Gコンパス、B & G財団ブログなどに掲載させていただきます。

### 3. 海洋クラブ事業の事前広報

大規模事業や特色のある事業など「ニュース性の強いもの」を事前にお知らせください。B & G財団から地域のTV・新聞などプレスリリースを行います。海洋クラブからも積極的に地域のマスコミに情報提供して取材依頼をお願いします。

### 4. B & Gコンパス 海洋クラブデータの更新、メッセージの確認

海洋クラブ登録時の情報は、B & G財団が「B & Gコンパス」に登録します。

初回の情報登録以降、事務ご担当者や住所、連絡先などに変更がありましたら、海洋クラブ自身で「B & Gコンパス」登録情報のデータ更新をしてください。

また、B & G財団から海洋クラブへのご連絡は、「B & Gコンパス」メッセージ機能(メール機能)で行われます。週に3回程度は、B & Gコンパスをご確認ください。

### 5. B & G財団事業への協力

B & G財団が推進する下記の2事業を実施してください。

#### ①B & Gクリーンフェスティバルの実施

海洋性のレクリエーション実施時に、水辺等でのクリーン活動と「水辺の安全教室」プログラムを実施してください。環境保全に対する意識付けを図るとともに、水の事故から身を守るための知識・技術を身に付けてもらいましょう。

## ②「海の日」などに「海レク体験会」の実施

海洋クラブ員以外も参加できる「海レク体験会」を実施してください。海洋クラブ活動の認知度を上げ、地域貢献、クラブ員募集に役立ちます。



## 器材の破損や不足が生じたら…

### 8. 舟艇器材の追加・再配備

舟艇器材の無償譲渡後（目安として3年後）、活発な活動を行なう海洋クラブは、舟艇器材の「追加・再配備」を受けることができます。3月頃募集案内をします。みなさんからいただいた申請内容を審査し、配備の可否を決定します。

また、水面環境や活動方針が変わるなどの理由で使用されなくなった艇、廃部した海洋クラブから回収した艇を、B & Gコンパスを利用して、他のクラブへ斡旋します。

#### 1. 再配備

- ・破損・老朽した舟艇器材の更新を行います。

#### 2. 追加配備

- ・利用増大・新規活動に対応する舟艇器材を追加で配備します。
- ・現状から一歩進んだ明確な利用増、新規の活動計画が必要です。

### 9. 指導者の養成

安全な海洋性レクリエーションの実施には、指導者の充実が不可欠です。

マリンスポーツの世界は、操船技術、救助安全体制が年々進歩していますし、舟艇器材や安全装備の進歩発展には更に目覚しいものがあります。指導者の皆さんも常に新しい知識・技能の習得に努めてください。そのためには、他のクラブとの交流や講習会への参加が有効ですし、クラブ運営の楽しみを増すことになるようです。

また、クラブ員の保護者を指導者として養成することは重要な課題です。B & G財団では、初級の指導者を養成する「リーダー養成研修」制度があります。年に数回程度各地で「リーダー養成研修会」が開催されていますので、ご希望があればB & G財団海洋クラブ課まで、お問合せください。研修会をご紹介します。

## 10. お問い合わせ先

B & G財団 事業部 海洋センター・クラブ課

Tel : 03-6402-5314 Fax : 03-6402-5315 E-mail : center@bgf.or.jp

ホームページ : <http://www.bgf.or.jp/>

B & G財団ブログ : <http://blog.canpan.info/bgf/>